

議案第33号

物品売買契約の締結について

物品売買について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 みやき町トイレカー新規購入事業
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 ￥12,849,840－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,165,000－)
- 4 契約の相手方 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1965-1
氏名 南里ポンプ株式会社 代表取締役 野津 昌彦

令和 8年 6月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

物品売買仮契約書

物品の売買に関し、みやき町（以下「甲」という。南里ポンプ株式会社（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

（売買）

第1条 乙は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

（物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

（検査）

第3条 乙が物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会のもとに検査を行う。

（代金の支払）

第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、売買代金の支払を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

（取替又は補修）

第5条 納入した物品が、12ヶ月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 乙は、甲から前項の要求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

（納期の延期）

第6条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。

この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

（1）履行期限に履行を終わる見込みがないと認めるとき。

（2）天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行で



きないと認めたとき。

(3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

(協議)

第8条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

(経過措置)

第9条 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通保有する。

令和8年5月19日

甲 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏名 みやき町長 岡 毅



乙 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1965番地1

氏名 南里ポンプ株式会社 代表取締役 野津 昌彦



別 表

物 品 名	みやき町トイレカー
数 量	1台
契 約 金 額	¥12,849,840-
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥1,165,000-
履 行 期 限	自 議会の議決を得た日から
	至 令和9年3月12日
納 入 場 所	みやき町庁舎 防災センター
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上

みやき町トイレカー新規購入事業
仕様書

みやき町防災安全課

仕様書

1 事業名 みやき町トイレカー新規購入事業

2 数量 バリアフリー仕様 1台

3 車両基本仕様

(1) 車両 (軽トラック：660CC クラス)

①寸法：全長 3,700 mm×全幅 1,760 mm×全高 2,750 mm以下

②トランスミッション：A T

③車軸：二軸

④駆動方式：四輪駆動

⑤最大積載：320 kg以上 (※汚水タンク、清水タンク満水状態で車検を取得したもの)

⑥車体形状：糞尿トラック

⑦種別：普通

⑧用途：特殊

(2) 装備品・付属品

①運転席・助手席 S R S エアバックシステム

②エアコン

③パワーステアリング

④パワーウィンドウ

⑤ドアバイザー (運転席、助手席)

⑥サンバイザー (運転席・助手席)

⑦フロアマット一式

⑧ドライブレコーダー (200 万画素以上)

⑨ETC 車載器

⑩バックアイカメラ

⑪スペアタイヤ又は応急パンク修理キット

⑫標準付属品 (ジャッキ、時計、工具一式)

⑬その他標準装備

⑭その他道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備

4 条件等

納入製品はすべて新規製品とし、この仕様書に規定する条件を満たし、最適な機能を十分に有するものとする。

5 保証等

(1) 保証期間は、納車・検査完了日から起算して1年間とする。ただし、契約との不適合が判明した場合は、保証期間終了後でも受注者がすべて無償にて修理等を行うものとする。

(2) 保証期間中に車両及び資機材に交渉等が発生し、本町から連絡を受けたときは、直ちに技術者等を派遣し、本町が指定する期間内に運用可能な状態とするものとする。

(3) 保証期間終了後の故障及び破損については、有償にて対応することとする。

6 登録手続き等

法令等適合するように受注者が責任を持って解決することとし、登録費用及び納車に要する費用（検査登録、納車費用、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び車庫証明法定費用）は受注者の負担とする。

なお、自動車損害賠償責任保険期間は13か月とする。

7 納入期限 令和9年3月12日（金）

8 納入場所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5 みやき町庁舎防災センター

9 検査

(1) 車両納車時に本町の指定する場所で行うこととし、手順は町担当者の指示に従い立会いのもと実施することとする。

(2) 車両納車時に次の書類を提出することとする。

- ①納品書（納入内訳書も含む）
- ②自動車検査証（写しも含む）
- ③自動車損害賠償責任保険証明書（写しも含む）
- ④車両、装備品及び積載品の保証書
- ⑤車両取扱説明書（※納車時に取扱説明を実施すること）
- ⑥その他本町が支持するもの

(3) 車両納車時に、各設備の予備の鍵を2本ずつ納入することとする。

10 その他

(1) 新車登録に伴う受注者への手数料は、契約金額の内訳に含むこととする。

(2) 契約金額等の支払いは、納車の履行及び検査後に一括で支払うこととする。

(3) 使用や規格の変更を含む上記のほか、疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定することとする。

11 納品担当課 みやき町総務部防災安全課

詳細仕様

種別	仕様・基準
寒冷地対応	<p>使用する水（配管等）に寒冷地対策を施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凍結防止のため、強化配管や凍結防止用ヒーターを巻き付ける等を施し、冬季における使用の際に凍結による支障をきたさないものとする。
ドア等	後方部に出入りロドア（開口部 765 mm）を設置する。
手摺り	外部折りたたみ式
階段等	<p>二段式低段差ステップ</p> <p>4.5m以上のアルミ特注スロープ（手摺り、滑り止めつき）</p>
FRP	架装部本体 厚さ 3ply（厚さ 3mm）
ボディカラー	町が指定するデザイン（担当者と協議）
メンテナンスハッチ	<p>配管用及び汚水用</p> <p>※汚水等の排水方法：①バキュームカーによる収集 ②格納式延長ホースにより排水</p>
外部コンセント	外部からの電力供給が可能な 100V 外部コンセントを取り付ける。
ソーラーシステム	ソーラーパネル（200W 以上）を天井に取り付ける。
サブバッテリー（トイレ室用）	リチウムバッテリー（100Ah 以上）のものを取り付ける。
外部警告灯	汚水タンク満水時、回転灯点灯（車外に取り付け）
タンク容量	<p>清水タンク：70L 以上</p> <p>汚物タンク：250L 以上</p>
トイレ室等	<p>①室内寸法：幅 1,560 mm×奥行 1,980 mm×高さ 1,680 mm以上</p> <p>②トイレ室数：1室（大便器 1台）</p> <p>③便座：ウォシュレットタイプ（温水便座）1式</p> <p>④オストメイト：対応</p> <p>⑤換気扇：高出力換気扇</p> <p>⑥換気窓：開閉式 1式</p> <p>⑦室内設備：手洗いシンク、化粧鏡、トイレ擬音装置、トイレットペーパーホルダー、サニタリーボックス、消臭装置、便座クリーナー、コートフック 2箇所、100V 用コンセント、扉付収納スペース、フロアタイル、室内 LED 灯、緊急システム（非常用呼出ボタン・ランプ）、汚水危険水位ランプ連動ブザー、清水タンク水位センサー</p>